

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(給料の調整額)</u></p> <p>第4条 給料の調整を行う職は、別表第2アの勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する職員の占める同表の職欄に掲げる職とする。</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2イに掲げる調整基本額に、その者に係る別表第2アの調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 企業職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第7条 企業職員の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、別表第4の手当の額の欄に掲げる額とする。</p> <p>2 常時その庁舎の一部に居住し、交代制によらず宿直勤務に服する場合の宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、勤務1回につき、別表第5のとおりとする。</p> <p>3 年末年始で医療局長が定める日に宿直勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、勤務1回につき、第1項の額に医療局長が定める額を加算した額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 平成20年4月から平成23年3月までの間における別表第3医師手当の項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは、「100分の26の範囲内で別に定める割合」とする。</p>	<p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第4条 初任給調整手当を支給する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 山間地その他のへき地に所在する病院等に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると医療局長が認めるもの</p> <p>(2) 人口が少ない市及び町村に所在する病院等に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると医療局長が認めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で初任給調整手当を支給する必要があると医療局長が認めるもの</p> <p>2 初任給調整手当の額は、月額306,900円の範囲内で医療局長が定める額とする。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 企業職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第7条 企業職員の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、別表第3の手当の額の欄に掲げる額とする。</p> <p>2 常時その庁舎の一部に居住し、交代制によらず宿直勤務に服する場合の宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、勤務1回につき、別表第4のとおりとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 平成20年4月から平成23年3月までの間における別表第2医師手当の項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは、「100分の26の範囲内で別に定める割合」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 行政職給料表に定める職務区分表

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
本庁	2級から 8級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 8級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主任 情報技術専 門員（主任 相当、主査 相当）	特命課長 主任主査 上席情報技 術専門員 主査 情報技術専 門員（主査 相当）	担当課長 特命課長 主任主査 上席情報技 術専門員	総括課長 システム管 理室長 医事企画指 導監 医師支援推 進監	総括課長 システム管 理室長 医事企画指 導監 医師支援推 進監	次長 医師支援推 進室長
病院等			事務局次長 （5級から 7級までの 欄に掲げる 事務局次長 を除く。） 課長 室次長 係長 主査 主任 主任医療社 会事業士（ 主任相当、 主査相当）	事務局長（ 6級及び7 級の欄に掲 げる事務局 長を除く。） 室長 事務局次長 （中央を除 く。） 課長 主任主査 室次長 係長 主査 主任医療社 会事業士（ 主査相当）	事務局長（ 6級及び7 級の欄に掲 げる事務局 長を除く。） 室長 事務局次長 （宮古、大 船渡、胆沢 、中部、久 慈、遠野、 磐井、南光 、釜石、江 刺、二戸、 千厩、大槌 、軽米及び 一戸に限る 。） 課長（中央 、宮古、大 船渡、胆沢 、中部、久 慈、磐井、 釜石及び二 戸に限る。）	事務局長（ 中央、宮古 、大船渡、 胆沢、中部 、久慈、遠 野、磐井、 南光、釜石 、江刺、二 戸、千厩、 大槌、軽米 及び一戸に 限る。） 事務局次長 （中央に限 る。）	事務局長（ 中央、宮古 、大船渡、 胆沢、中部 、久慈、遠 野、磐井、 南光、釜石 、江刺、二 戸、千厩、 大槌、軽米 及び一戸に 限る。） 事務局次長 （中央に限 る。）	

					室次長（中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。） 主任主査			
			主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	主幹 技術主幹		参事

備考1 本庁付、病院付、課付又は室付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から8級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 7級の級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 6級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

2 医療職給料表(1)に定める職務区分表

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
病院等	医師 歯科医師	副院長 科長 室長 科医長 地域診療センター長 副地域診療センター長 地域診療センター医長 診療所長 医師 歯科医師	院長 統括副院長 副院長 救命救急センター長 周産期医療センター長 部長 脳神経センター長 呼吸器センター長 消化器センター長 循環器センター長 腎センター長 小児・周産期センター長 病理診断センター長 科長 室長 科医長 副救命救急センター長 部次長 副脳神経センター長 副呼吸器センター長 副消化器センター長	院長 統括副院長 副院長 救命救急センター長 周産期医療センター長 部長 室長

			副循環器センター長 副腎センター長 副小児・周産期センター長 地域診療センター長 副地域診療センター長 地域診療センター医長 診療所長	
--	--	--	---	--

備考1 本庁付、病院付又は部付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 1級又は2級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

注1 旧医学専門学校卒業者又は旧歯学専門学校卒業者の備考の適用については、その修学年数により必要経験年数に1年又は2年を加えるものとする。

2 昭和35年4月1日以降の休職期間又は病気休暇の期間については、当該期間に初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第8休職期間等換算表換算率欄に定める率を乗じて得た期間を経験年数とすることができる。

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
本庁					栄養指導監	薬事指導監 臨床検査指導監	薬事指導監 臨床検査指導監
病院等	診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 理療士 管理栄養士 栄養士 医療社会事業士 歯科衛生士	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 理療士 管理栄養士 栄養士 医療社会事業士 臨床心理士 歯科衛生士	薬剤科長（5級の欄に掲げる薬剤科長を除く。） 診療放射線技師長（5級及び6級の欄に掲げる診療放射線技師長を除く。） 臨床検査技師長（5級及び6級の欄に掲げる臨床検査技師長を除く。） 理学療法技師	薬剤科長（5級の欄に掲げる薬剤科長を除く。） 診療放射線技師長（5級及び6級の欄に掲げる診療放射線技師長を除く。） 臨床検査技師長（5級及び6級の欄に掲げる臨床検査技師長を除く。） 理学療法技師	薬剤科長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。） 診療放射線技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸	薬剤部長 診療放射線技師長（中央に限る。） 臨床検査技師長（中央に限る。）	薬剤部長 臨床検査指導監

	長	長	、千厩、大槌
	作業療法技師	作業療法技師	、軽米及び一
	長	長	戸に限る。)
	理療技師長	理療技師長	臨床検査技師
	臨床心理科長	臨床心理科長	長(宮古、大
	室長(中央を	室長(中央を	船渡、胆沢、
	除く。)	除く。)	中部、久慈、
	薬剤科次長	薬剤科次長	遠野、磐井、
	副診療放射線	副診療放射線	南光、釜石、
	技師長(中央	技師長(中央	江刺、二戸、
	を除く。)	を除く。)	千厩、大槌、
	副臨床検査技	副臨床検査技	軽米及び一戸
	師長(中央を	師長(中央を	に限る。)
	除く。)	除く。)	室長(中央に
	室次長	室次長	限る。)
	主任薬剤師	主任薬剤師	薬剤部次長
	主任診療放射	主任診療放射	副診療放射線
	線技師	線技師	技師長(中央
	主任臨床検査	主任臨床検査	に限る。)
	技師	技師	副臨床検査技
	主任臨床工学	主任臨床工学	師長(中央に
	技士	技士	限る。)
	主任理学療法	主任理学療法	
	士	士	
	主任作業療法	主任作業療法	
	士	士	
	主任視能訓練	主任視能訓練	
	士	士	
	主任言語聴覚	主任言語聴覚	
	士	士	
	主任理療士	主任理療士	
	主任管理栄養	主任管理栄養	
	士	士	
	主任栄養士	主任栄養士	
	主任医療社会	主任医療社会	
	事業士	事業士	
	主任臨床心理	主任臨床心理	
	士	士	
	主任歯科衛生	主任歯科衛生	
	士	士	
	薬剤師		

			診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 理療士 管理栄養士 栄養士 医療社会事業士 臨床心理士 歯科衛生士			
--	--	--	---	--	--	--

備考1 病院付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 5級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本庁						看護指導監	看護指導監
病院等	准看護師	看護師 助産師 准看護師	副総看護師長 (高田、沼宮内、東和、大東及び山田に限る。) 看護師長 医療安全管理専門員 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師 看護師 助産師	副総看護師長 (高田、沼宮内、東和、大東及び山田に限る。) 看護師長 医療安全管理専門員 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師	総看護師長(6級の欄に掲げる総看護師長を除く。) 看護部次長 副総看護師長 上席医療安全管理専門員 看護師長 医療安全管理専門員	看護部長 総看護師長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	看護部長

備考1 病院付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 5級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

別表第2（第5条関係）

種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額
防疫等作業手当	結核患者が入院する病棟又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症（以下「感染症」という。）の患者が入院する病棟において結核又は感染症の患者の診療、看護、処置、検査等の業務に従事する企業職員	勤務1日につき210円の範囲内で医療局長が定める額
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	勤務1月につき、給料月額に100分の20を乗じて得た額に415,500円の範囲内で医療局長が定める額を加算した額
	(2) 救急等の緊急業務に従事した医師である企業職員のうち、医療局長が定める者	勤務1回につき3,700円の範囲内で医療局長が定める額
	(3) 県立の高等看護学院、施設等及び公立大学法人岩手県立大学における講義等又は県が主催する各種協議会等の委員の業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1回につき5,000円の範囲内で医療局長が定める額
	(4) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を行っている者に対する指導業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1月につき3,000円の範囲内で医療局長が定める額
	(5) 医療局長が定める文書を作成した医師又は歯科医師である企業職員	作成1件につき2,000円の範囲内で医療局長が定める額
夜間看護手当	病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員	正規の勤務時間による勤務の一部（1時間以上の場合に限る。）又は全部が深夜（22時から翌日の5時までの間をいう。以下同じ。）において行われるとき、その勤務1回につき6,800円の範囲内で医療局長が定める額
診療応援手当	医師の欠員等の理由のため病院等相互の間で診療のため応援業務（宿日直業務を含む。）に従事した医師又は歯科医師である企業職員	勤務1日につき55,000円の範囲内で医療局長が定める額
当直等診療業務手当	給料の特別調整額を支給される医師である企業職員	宿直勤務及び日直勤務の時間内並びに深夜において診療に従事したとき、その診療時間1時間につき2,000円の範囲内で医療局長が定める額
待機手当	夜間及び休日等における救急医療体制を確保している病院等に勤務する企業職員のうち医療局長が定める者	医療局長が定める当番1回につき2,500円の範囲内で医療局長が定める額

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の医療局企業職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第4条第1項の規定による給料の調整の適用を受けていた職員のうち、同項の規定を施行日以後に適用することとした場合において、施行日から引き続き同項の規定による給料の調整の適用を受けることとなる職員（次項において「調整額支給対象職員」という。）については、同条、改正前の規程第5条第1項、改正前の規程別表第2及び改正前の規程別表第3（病院業務手当に係る部分に限る。）の規定は、平成23年3月31日までの間、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の規程第4条第2項の規定による給料の調整額は、施行日の前日における調整額支給対象職員に係る給料の調整額（以下「旧調整額」という。）（施行日以後に改正前の規程別表第2ア調整数の欄に掲げる調整数又は同表イ調整基本額表の欄に掲げる調整基本額に異動のあった場合において、同項の規定による当該調整額支給対象職員に対する給料の調整額が旧調整額を下回ることとなるときは、当該下回る額（当該異動が複数ある場合において、当該下回る額が複数あるときは、そのうち最も低い額）。以下「旧調整額等」という。）から、当該旧調整額等に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 平成22年3月31日まで 3分の1

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 3分の2

4 前項の規定による給料の調整額は、改正前の規程別表第3に掲げる病院業務手当の額として支給するものとする。

5 施行日の前日において病院等に勤務する改正前の規程別表第3付表第2の左欄に掲げる企業職員であった職員のうち、同表の規定を施行日以後に適用することとした場合において、施行日から引き続き病院等に勤務する同表付表第2の左欄に掲げる企業職員となる職員（次項において「月額病院業務手当支給対象職員」という。）については、改正前の規程第5条第1項及び改正前の規程別表第3（病院業務手当に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、平成23年3月31日までの間、なおその効力を有する。

6 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の規程第5条第1項及び改正前の規程別表第3の規定による病院業務手当（月額により支給するものに限る。以下この項において同じ。）の額は、施行日の前日における月額病院業務手当支給対象職員に係る病院業務手当の額（以下「旧手当額」という。）（施行日以後に同表付表1職務の級に応じ定める基本額の欄に掲げる基本額又は同表付表2調整数の欄に掲げる調整数に異動のあった場合において、同項及び同表の規定による当該月額病院業務手当支給対象職員に対する病院業務手当の額が旧手当額を下回ることとなるときは、当該下回る額（当該異動が複数ある場合において、当該下回る額が複数あるときは、そのうち最も低い額）。以下「旧手当額等」という。）から、当該旧手当額等に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 平成22年3月31日まで 3分の1

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 3分の2